



第5章 文化財の保存・活用に関する事項

第1節 斑鳩町全体に関する事項

1 方針

(1) 文化財の保存・活用に関する方針

斑鳩町は、法隆寺等で構成される世界文化遺産を中心に、全国的にみても重要な文化財が保存されていて、その周辺にはこれら歴史的遺産を保存・継承してきた地域の人びとの暮らしがある。そこには、社寺や古民家、祠、地蔵、祭りといった伝統行事など、人びとの暮らしと一体となった有形・無形の文化財も承継されて残されている。これらの歴史的・文化的資源を、地域に暮らす人々と共に再認識し再評価することによって、世界文化遺産と一体となった歴史的風致として保存・活用することが求められる。

斑鳩町では、これまでに「史跡藤ノ木古墳整備基本計画」(平成8年(1996)3月) や「史跡中宮寺跡整備基本構想」(平成15年(2003)3月) 等の史跡に対する計画書等を策定しているが、世界文化遺産を含めて、町全体としての文化財の保存管理計画や文化財保存活用地域計画の策定に向けた検討を行う。

斑鳩町における文化財の保存・活用の方針については、以下のとおりとなっている。

国、奈良県、斑鳩町による指定文化財については、文化財保護法、奈良県文化財保護条例及び斑鳩町文化財保護条例に基づき適切に保護を図る。

文化財の保存に必要な日常管理は基本的に所有者または管理者により実施されているが、今後も継続して文化財の維持に努め、文化財の現状変更や管理に関しては、許可、指導及び助言を適切に行いながら、その保存または活用に努める。

文化財はその本来の機能や用途を維持することも重要であるが、その価値を損なわない範囲で、新しい機能や用途を附加した活用例も近年多くみられるように、斑鳩町としても文化財の価値に配慮した活用を図りながら、その魅力を高めていくものとする。

文化財の保存・活用に関して、個々の文化財が有する価値を後世に継承するため、管理・保護に万全を尽くし、その文化的価値を積極的に活用しながら内外に広く情報発信し、地域の文化向上に資するとともに、文化財自体の魅力と存在価値をさらに高めていくこととする。

町内に分布する未指定の文化財については、継続して調査を推進し、調査で明らかになった価値に基づいて町指定文化財への指定など必要な措置を講じる。合わせて、所有者や地域住民の協力の得られる体制づくりやホームページや広報誌等への掲載による情報発信と啓発を行う。

無形の文化財として祭礼や伝統行事など民俗分野については、その学術的価値について調査等を行い、必要なものは町指定文化財への指定などの措置を講じるとともに、これらを将来へ確実に継承するため、普及・啓発を行い、その担い手となる後継者の育成に努める。

(2) 文化財の修理(整備を含む)に関する方針

文化財の修理等については、特に法隆寺における昭和大修理が、昭和9年(1934)から昭和60年(1985)まで、第2次世界大戦をはさんで50年間にわたって取り組まれ、諸堂塔が創建当



時に近い形で修理された。その後も引き続き、未指定の建造物についても修理が行われ、維持管理がなされて今日に至っている。

国、奈良県、斑鳩町による指定文化財等に関しては、今後とも、適切な維持管理を行い、必要に応じて保存修理を実施する。現状変更については、歴史的真正性を担保し、文化財としての価値を損なうことのないよう、文化財保護法及び各文化財保護条例に基づく手続きを行い、必要に応じ、文化財保護審議会及び専門家の意見等を踏まえ、関係機関と連携しながら対応する。

文化財の修理や整備にあたっては、歴史資料や各種調査に基づき、必要に応じて新たな調査・研究を行って、歴史的真正性を損なうことのない適切な修理や整備を実施する。特に史跡の文化財の整備にあたっては、文化財としての価値を保存することを重視しながら、住民がかかわり、活用できるようにすることで、文化財に対する認識を深め、住民の共有の資産として守っていく心を育めるよう努める。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

斑鳩町は、「斑鳩町文化財活用センター（通称：斑鳩文化財センター）」を設置し、藤ノ木古墳をはじめとする文化財の調査、研究及び保存を行い、その展示や歴史文化の活用を行っている。「法隆寺センター」では、斑鳩の里の立体地図や世界文化遺産の模型を展示して情報提供を行い、2階には宮大工棟梁西岡常一の功績を伝える展示を行っている。また、町立図書館には「聖徳太子歴史資料室」を設けて、斑鳩に関する歴史や文化を学べる場としている。

それぞれの施設での展示や資料、講座の開催などの情報については、施設間で共有して連携した情報提供を行っている。このように、文化財の存在とその価値を広く理解することが、その保存・活用のための第一歩であることから、住民のニーズに応じて施設の活用を図っている。今後は、より一層、それぞれの施設の企画の充実を図るとともに、連携を強めた各施設の一体的な情報発信に取り組む。また、民間で取り組むまちあるき拠点づくりを支援し、これらとの連携も進める。そのためにも、文化財の所在を示す案内サイン、内容が容易に理解できるような説明板等を整備するとともに、マップなどの充実を図り、まちあるきツアー等を実施していく。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は多様な要素で構成されており、その変化は文化財に大きな影響を与えるため、文化財の価値や魅力が損なわれないように留意して周辺環境の保全を図る。

斑鳩町は、平成23年(2011)に斑鳩町全域を対象として景観法に基づく景観計画を策定した。この計画は、景観を貴重な歴史文化資産として認識し、地域の歴史、風土、文化を生かし、人々がいきいきと暮らす斑鳩らしい景観を育み、次世代へ承継していくことをめざしている。そして、文化財の周辺環境の保全のため、景観法、都市計画法などの諸規制、制度を活用し、

建築物の形態や色彩など、町並み景観の調和に配慮して、文化財の周辺環境の修景のためにも、道路の美装化や無電柱化を進める。

また、歴史的風致の維持及び向上を図るための整備事業や文化財を活用するための便益施設を整備する場合は、文化財及びその周辺の景観や環境との調和に配慮する。

(5) 文化財の防災に関する方針

文化財の火災被害を少なくするため、すべての文化財（建造物）について、消防法で義務化されている自動火災報知設備及び消火器具の設置及び更新を図る。また、義務化されていない場合においても、文化財の現状を踏まえ、屋内消火栓や放水銃等の消火設備や避雷針等の防災設備の設置を推進し、火災被害の軽減を図る。さらに、広く防災意識を高揚するため、所有者、管理者、地域住民、消防署が一体となった防火訓練を定期的に実施する。指定文化財建造物のすべては木造であり、火災に対して脆弱である。そのため、消防署及び地域の消防団との連携をより密にするとともに、地域住民への防災意識の啓発を強化する。重要文化財等については、防災設備の管理者に対して公的助成を行うなど適正な管理を促すとともに、所有者などに対しては、現在行っている文化財防火デーの防火訓練などを継続し、更なる防災体制の強化に努める。

文化財建造物の耐震対策については、文化庁や奈良県と連携して、文化財建造物の所有者や管理者へ耐震診断や耐震補強等についての検討や実施を促すなどの耐震対策の推進を図る。

また、文化財の盗難、^{きそん}毀損等の人的な災害に備えるため、文化財の状況を把握できるよう定期的なパトロールを実施するとともに、所有者、管理者、地域住民等へ情報提供を行う。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財に対する住民意識の高揚を図るため、身近な文化財の周知に努め、誰もが文化財を気軽に見学し、文化財に親しむことのできる多様な機会を創出する。展示会、講演会やセミナー、特別公開、現地説明会、こども考古学教室、宮大工の工房体験などを実施し、併せて解説資料等を作成して配布する。

また、文化財関連のホームページを充実し、体系的な文化財情報の発信に努める。「斑鳩文化財センター」、「法隆寺 i センター」、「いかるがホール」、「町立図書館」、「中央公民館」等、関連する施設や、「斑鳩町観光協会」等の関連する団体の実施する多様な企画や情報発信等、今後も、様々な機会を通して文化財保護について普及・啓発に努める。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

斑鳩町には、約130か所のいわゆる「遺跡」と呼称されている周知の埋蔵文化財包蔵地が所在している。周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為に関しては、事業者と事前協議を行い、必要に応じて発掘調査を行うなど文化財保護との調整を図っている。その手続きについては文化財保護法及び奈良県文化財保護条例に基づき、文化庁及び奈良県文化財保存課の指導と助言



を得て行っている。事業者との事前協議にあたっては、できる限り周知の埋蔵文化財包蔵地を回避または保存するように働きかけ、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所にあっても、遺構・遺物の新たな発見があった場合は、開発事業者にできる限り理解を求め、記録保存や現状保存について協議を行うように努めている。なお、町内に所在する近世遺跡として、龍田城跡（龍田陣屋跡）があり、これについても、周知の埋蔵文化財包蔵地と同様に事前に協議を行い、調査・記録保存を図っている。

奈良県は平成12年に重要地域・重要遺跡を定めているが、斑鳩町内における重要遺跡として、岡本遺跡、法隆寺周辺遺跡、法輪寺旧境内遺跡、法隆寺裏山遺跡、中宮寺跡周辺遺跡、^{かみや}上宮遺跡の6か所がある。これらの遺跡は、これまでに実施してきた発掘調査の結果、学術上極めて重要な遺跡であることから、地下遺構の保存は無論のこと、将来にわたり幅広く遺跡を活用できるよう、さらなる調査・研究が求められている。よって、この重要遺跡における開発事業に関しては、原則として事前の発掘調査を実施することとなっている。

（8）文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制と今後の方針

斑鳩町は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により教育委員会の職務権限とされている文化財の保護に関する事務について、教育委員会事務局生涯学習課文化財係を置いて、その行政を担っている。文化財係は、出先機関である斑鳩文化財センターにて事務を行っているが、文化財の担当職員としては、正規職員が3人（考古学3人）、非常勤特別職が1人、臨時職員が2人で、この体制をもって、町全体の文化財行政を担っている。

斑鳩町文化財保護条例第18条の規定により、斑鳩町文化財保護審議会を設置している。審議会は、斑鳩町の文化財保護に関する町教育委員会の諮問機関として、文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査や審議を行い、町に対して答申を行い、この答申を受けて町指定文化財について教育委員会に申出を行い、審議して了承されると町指定文化財となる。審議会は委員6人をもって構成しており、専門分野の内訳は建築、考古学、民俗、美術工芸、古文書及び学識経験者各1名となっている。審議会は、斑鳩町の未指定文化財の調査、発掘とその価値付けに必要な資料の収集などに関してさらに指導的な立場を発揮し、町の文化財保護について積極的支援を行う。

また、以下の組織と連携体制を取っている。

■文化財の保存・整備・調査・研究に関する連携体制

指導・助言	情報交換	連携
<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県文化財保存課 ・奈良県立橿原考古学研究所 ・奈良文化財研究所 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国史跡整備市町村協議会 ・全国史跡整備市町村協議会近畿地区協議会 ・奈良県市町村文化財保護活用協議会 ・全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会 ・奈良県市町村埋蔵文化財担当者連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良大学 ・奈良県立法隆寺国際高校

（9）文化財の保存・活用に関わる住民やNPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

斑鳩町に所在する指定文化財の保存・活用は、それらの所有者により行われている。

一方、文化財としては未指定ではあるが斑鳩神社や龍田神社の祭礼などは、地域住民を中心とする団体が文化財の保存・活用に取り組んでいる。これらの団体は自治会を中心とする伝統的な地域コミュニティであり、その絆は強く、祭礼のほかにも多様な地域の伝統行事（回り地蔵など）等が承継されている。

また、斑鳩文化財センターでは、藤ノ木古墳を中心に斑鳩町の歴史と文化の解説を行うボランティアが常駐している。また、史跡藤ノ木古墳の草引きや清掃を担う維持管理に団体が参加するなど、文化財に関連したボランティア活動が育っている。

今後、このような団体の多様な活動を継承・発展させていくため、必要な情報を提供して人材の育成を図るなど、住民と行政の協働による文化財の保存・活用体制を構築していく。



第2節 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用に関する具体的な計画

重点区域内には、斑鳩町にある有形文化財（建造物）49件の内48件が集中していて、そのすべてが法隆寺にある国の指定文化財（国宝18件、重要文化財30件）である。また、重点区域内の西里地区には、登録有形文化財の辰巳家住宅がある。

世界文化遺産に登録されている法隆寺は、多くの人が訪れる斑鳩の歴史と文化の一大拠点であり、西里や東里をはじめとするこの周辺地域では、法隆寺の重要文化財建造物と一体となつた歴史的風致が形成されている。

国、奈良県、斑鳩町による指定文化財については、文化財保護法、奈良県文化財保護条例及び斑鳩町文化財保護条例に基づき適切に保護を図る。

文化財の保存に必要な日常管理は基本的に所有者または管理者により実施されているが、今後も継続して文化財の現状維持に努め、文化財の現状変更や管理に関しては、許可、指導及び助言を行いながら、その保存と活用に努める。

未指定の文化財については、継続して調査を実施し、調査で明らかになった価値に基づき、町指定文化財への指定など必要な措置を講じる。合わせて、所有者や地域住民の協力の得られる体制づくりやホームページや広報誌等への掲載による情報発信と啓発を行う。

祭礼や伝統行事など無形の民俗文化財については、その学術的価値の調査などを行い、必要なものは町指定文化財への指定などの措置を講じるとともに、これらを将来へ確実に承継するため、普及・啓発を行い、その担い手となる後継者の育成に努める。

法隆寺周辺地域の歴史的・文化的資源を再認識することで文化財の保存・活用を図るため、周辺の町並みの整備を進め、まちあるき観光につなげる。

加えて、町の文化財の保存・活用の総合的な指針となる文化財保存活用地域計画の作成に取り組んでいく。

〈重点区域における事業〉

- ・町指定文化財候補調査事業（令和6年度～令和15年度）
- ・歴史的風致形成建造物修理・修景事業（令和6年度～令和15年度）
- ・歴史的建造物修景事業（令和6年度～令和15年度）
- ・伝統行事支援事業（令和6年度～令和15年度）
- ・文化財保存活用地域計画作成事業（令和6年度～令和15年度）

(2) 文化財の修理（整備を含む）に関する具体的な計画

文化財の修理等については、特に法隆寺については、昭和大修理が昭和9年（1934）から昭和60年（1985）まで、第2次世界大戦をはさんで50年にわたって取り組まれ、諸堂塔が創建当時に近い形で修理された。その後も引き続き、未指定の建造物についても修理が行われ、

その後は、必要な修理が行われ、維持管理がなされて今日に至っている。また、昭和大修理後は、法隆寺の保存修理工事については、奈良県教育委員会に委託され、現在も計画的な修理が行われている。

指定文化財等に関しては、今後とも、適切な保存が図られるよう計画的に修理を実施する。現状変更については歴史的真正性を担保し、文化財としての価値を損なうことのないよう、文化財保護法及び各文化財保護条例に基づく手続きを行い、必要に応じて文化財保護審議会及び専門家の意見等を踏まえ、関係機関と連携しながら対応する。

文化財の修理や整備にあたっては、歴史的な史料や調査に基づき、必要に応じて新たな調査・研究を行って、歴史的真正性を損なうことのない適切な修理や整備を実施する。

史跡等遺跡の整備にあたっては、文化財としての価値を保存することを重視しながら、住民がかかわり、活用できるようにすることで文化財に対する認識を深め、住民の共有の資産として守っていく心を育めるよう努める。

〈重点区域における事業〉

- ・歴史的風致形成建造物修理・修景事業（令和6年度～令和15年度）
- ・歴史的建造物修景事業（令和6年度～令和15年度）

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

斑鳩町文化財活用センター（通称：斑鳩文化財センター）、法隆寺iセンター（斑鳩観光案内所）、聖徳太子歴史資料室（町立図書館内）を有効に活用し、それぞれの施設の企画の充実を図るとともに、連携をいっそう強め、一体的な情報発信に取り組む。また、民間で取り組むまちあるき拠点づくりを支援し、これらとの連携も進める。文化財の所在を示す案内サインの整備、内容が容易に理解できるような説明板等を整備するとともに、マップなどの充実を図り、まちあるきツアーを実施する。

〈重点区域における事業〉

- ・文化財展示・公開事業（令和6年度～令和15年度）
- ・こども歴史講座開催事業（令和6年度～令和15年度）
- ・ガイドツアー実施事業（令和6年度～令和15年度）

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域は「斑鳩町景観計画」において「歴史景観区域」となっており、「世界遺産と一体となった歴史的・文化的景観の保全」を基本方針として景観に配慮することが求められている。また、重点区域は世界文化遺産に登録された「法隆寺地域の仏教建造物」の緩衝地帯（バッファーゾーン）にあり、古都保存法による「歴史的風土保存区域」にあたる。具体的には、奈良県風致地区条例による許可の基準があり、建築物・工作物の形態や部材・色彩・仕上げ等が規制



されており、これまで調和のとれた町並みが形成されていることから、屋外広告物等景観を阻害するものを除去するとともに、町並みに合わせた修景事業に重点的に取り組む。

〈重点区域における事業〉

- ・歴史的建造物修景事業（令和6年度～令和15年度）
- ・道路美化事業（令和6年度～令和15年度）
- ・電柱類景観改善事業（令和6年度～令和15年度）
- ・空家再生促進事業（令和6年度～令和15年度）
- ・小広場整備事業（令和6年度～令和15年度）
- ・夜間景観形成事業（令和6年度～令和15年度）

（5）文化財の防災に関する具体的な計画

文化財の火災被害を少なくするため、文化財（建造物）について、消防法で義務化されている自動火災報知設備及び消火器具の設置及び更新を図る。また、義務化されていない場合においても文化財の現状を踏まえ、屋内消火栓や放水銃等の消火設備や避雷針等の防災設備の設置を推進し、火災被害の軽減を図る。

さらに、広く防災意識を高揚するため、所有者、管理者、地域住民、消防署が一体となった防火訓練を定期的に実施する。指定文化財建造物のすべてが木造であり、火災に対して脆弱である。そのため、消防署及び地域の消防団との連携をより密にするとともに、地域住民への防災意識の啓発を強化する。特に重要文化財等については、防災設備の管理者に対し、助成を行うなど適正な管理を促すとともに、所有者などに対しては、現在行っている文化財防火データの防火訓練などを継続し、更なる防災体制の強化に努める。

文化財建造物の耐震対策については、文化庁や奈良県と連携して、文化財建造物の所有者や管理者へ耐震診断や耐震補強等についての検討や実施を促すなどの耐震対策の推進を図る。また、文化財の盗難、^{きそん}毀損等の人的な災害に備えるため、文化財の状況を把握できるよう定期的なパトロールを実施するとともに、所有者、管理者、地域住民等へ情報提供を行う。

〈重点区域における事業〉

- ・国（県）指定文化財管理費補助金事業（令和6年度～令和15年度）
- ・文化財防災啓発事業（令和6年度～令和15年度）

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財に対する住民意識の高揚を図るため、身近な文化財の周知に努め、誰もが気軽に見学し、文化財に親しむことのできる多様な機会を創出する。展示会、講演会やセミナー、特別公開、現地説明会、こども考古学教室、宮大工の工房体験などを実施し、併せて解説資料を作成して配布する。

また、文化財関連のホームページを充実し、体系的な文化財情報の発信に努める。「斑鳩文化財センター」、「法隆寺 i センター」、「いかるがホール」、「町立図書館」、「中央公民館」等、関連する施設や、「斑鳩町観光協会」等の関連する団体の実施する多様な企画や情報発信等、今後も、様々な機会を通して文化財保護について普及・啓発に努める。

「斑鳩文化財センターボランティア」は、文化財センターを拠点に藤ノ木古墳を中心とした斑鳩町の歴史・文化の解説や受付を行っている。また、「斑鳩の里観光ボランティアの会」「斑鳩アイセスSGG」が観光ボランティアとして活動している。さらに、文化財を活用してまちあるき観光に取り組む「斑鳩町まちあるきネットワーク」の立ち上げの動きもみられる。これら、住民活動団体とも連携・協働して、文化財の保存・活用の普及・啓発に努める。

〈重点区域における事業〉

- ・文化財展示・公開事業（令和6年度～令和15年度）
- ・こども歴史講座開催事業（令和6年度～令和15年度）
- ・ガイドツアー実施事業（令和6年度～令和15年度）

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域には史跡法隆寺旧境内、若草伽藍跡、法隆寺周辺遺跡、西里遺跡等の周知の埋蔵文化財包蔵地があり、古都保存法、都市計画法による風致地区により原則として開発行為が規制されている。

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為に関しては、町全体と同様に、事業者と事前協議を行い、必要に応じて発掘調査を行うなど文化財保護との調整を図っている。その手続きについては、文化財保護法及び奈良県文化財保護条例に基づき、奈良県文化財保存課の指導と助言を得て行っている。

事前協議にあたっては、できる限り周知の埋蔵文化財包蔵地を回避または保存するように働きかけ、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所にあっても、遺構・遺物の新たな発見があった場合は、開発事業者にできる限り理解を求め、記録保存や現状保存について協議を行うように努めている。なお、法隆寺周辺遺跡や西里遺跡等では、江戸時代の町家跡等の近世遺構が重複していることから、これらについても調査を行い、記録保存を図っている。

奈良県は平成12年（2000）に重要地域・重要遺跡を定めているが、重点区域では「法隆寺周辺遺跡」が重要遺跡とされている。これらの遺跡は、これまでに実施してきた発掘調査の結果、学術上極めて重要な遺跡であることから、地下遺構の保存は無論のこと、将来にわたり幅広く遺跡を活用できるよう、さらなる調査・研究が求められる。よって、この重要遺跡における開発事業に関しては、原則として事前の発掘調査を実施することとしている。

〈重点区域における事業〉



- ・重要文化財等保存整備費補助金事業（令和6年度～令和15年度）

（8）文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制に関する具体的な計画

斑鳩町は、文化財の保護に関する事務について、教育委員会事務局生涯学習課文化財係を置いて、その行政を担っている。文化財係は、斑鳩文化財センターにて事務を行っているが、文化財の担当職員としては、正規職員が3人、非常勤特別職が1人、臨時職員が2人で、この体制をもって、町全体の文化財行政を担っている。

斑鳩町の文化財保護に関する町教育委員会の諮問機関として、斑鳩町文化財保護審議会を設置している。審議会は、文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査や審議を行い、町に対して答申を行い、この答申を受けて町指定文化財について教育委員会に申出を行い、審議して了承されると町指定文化財となる。審議会は委員6人をもって構成しており、専門分野の内訳は建築、考古学、民俗、美術工芸、古文書及び学識経験者となっている。審議会は、斑鳩町の未指定文化財の調査、発掘とその価値付けに必要な資料の収集などに関してさらに指導的な立場を發揮し、町の文化財保護について積極的支援を行う。

また、以下の組織と連携体制を取っている。

重点区域の文化財の保存・活用に向けて、今後とも、現在の体制をより有効に機能させるよう努める。

■文化財の保存・整備・調査・研究に関する連携体制

指導・助言	情報交換	連携
<ul style="list-style-type: none">・奈良県文化財保存課・奈良県立橿原考古学研究所・奈良文化財研究所	<ul style="list-style-type: none">・全国史跡整備市町村協議会・全国史跡整備市町村協議会近畿地区協議会・奈良県市町村文化財保護活用協議会・全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会・奈良県市町村埋蔵文化財担当者連絡協議会	<ul style="list-style-type: none">・奈良大学・奈良県立法隆寺国際高校

（9）文化財の保存・活用に係る住民やNPO等各種団体の状況及び今後の体制整備に関する具体的な計画

重点区域内の指定文化財の保存・管理は、社寺等の所有者により行われている。

一方、文化財としては未指定ではあるが斑鳩神社や龍田神社の祭礼などは、地域住民を中心とする団体が、その保存や活用に取り組んでいる。これらの団体は自治会を中心とする伝統的な地域コミュニティであり、その絆は強く、祭礼のほかにも多様な地域の伝統行事（回り地蔵など）が受け継がれている。

重点区域に係る文化財の保存・活用に関連した活動を行っているNPO等各種団体として、現在、下記の団体が活動している。そこで、今後このような団体の多様な活動を更に活発化させるため、必要な情報を提供して人材の育成を図るなど、住民と行政の協働による文化財の保存・活用体制を構築していく。

■文化財の保存・活用に関わるボランティア活動

団体名	活動内容	活動団体
斑鳩文化財センターボランティア	藤ノ木古墳を中心に斑鳩町の歴史・文化の解説	個人
史跡藤ノ木古墳ボランティア	藤ノ木古墳の草引きや清掃	西里老人クラブ（年2回）
史跡中宮寺跡ボランティア	コスモス等の草花の植栽	個人（年10回程度）

■文化財の保存・活用に関連するNPO等各種団体

団体名	活動内容
斑鳩の里観光ボランティアの会	法隆寺；センターに拠点を置き、法隆寺及び周辺の寺院等を案内する。
斑鳩アイセスSGG	英語による法隆寺のガイドを行っている。中国語ほかいくつかの外国語ガイドも可能。
斑鳩町まちあるきネットワーク	文化財の所有者、まちあるき拠点の事業者、地域住民等が参加し、まちあるき観光を推進する母体として立ち上げる予定である。